
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 3 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理

I. 本資料の目的

- 2022 年 8 月 1 日に開催された第 484 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討することが決定された。
- 本資料は、2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）により改正された資金決済に関する法律（以下「改正資金決済法」という。）¹上の電子決済手段のうち、改正資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号において規定される電子決済手段（以下「第 3 号電子決済手段」という。）の発行及び保有の会計処理に関するご意見を伺うことを目的としている。

II. 第 3 号電子決済手段の定義

- 改正資金決済法第 2 条において、第 3 号電子決済手段は、次のとおり定義されている。

第二条（略）
2～4（略）
5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。
一.（略）
二.（略）
三. 特定信託受益権
四. 略

¹ 2022 年 6 月 3 日に成立した改正資金決済法については、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。

6～8 (略)

9 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

4. 第3号電子決済手段については、改正資金決済法により、特定信託会社（信託銀行以外の信託会社等²のうち政令で定めるもの）が定義され（改正資金決済法第2条第27項）、当該特定信託会社について特定信託受益権の発行による為替取引のみを業として営むことができることとされたため、信託銀行³のみならず、特定信託会社においても第3号電子決済手段を取り扱うことができる。

III. 第3号電子決済手段の特徴

5. 第3号電子決済手段は、「特定信託受益権」として定められており、次の3つの特徴を有する。
- (1) 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される金銭信託の受益権である。
 - (2) 信託契約により受け入れた金銭の全額が預貯金（円貨建が想定されている⁴）により分別管理される。
 - (3) 金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもの（以下「みなし有価証券」という。）に該当しないことが予定されている。

第5項(1)の特徴

（信託受益権であること）

² 信託業法第2条第2項に規定する信託会社若しくは同条第6項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関が該当する（改正資金決済法第2条第26項）。

³ 信託業を兼営している銀行を含む。

⁴ 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」では、信託財産の全額を円建ての要求払預金で管理する信託受益権を用いた仕組みが想定されている。

信託の種類

- 第3号電子決済手段は、金銭と交換に当該第3号電子決済手段が信託の受益権として発行（交付）され、また、受け入れた金銭の全額が預貯金により管理される。したがって、当該信託の設定時における信託財産が金銭であるため、金銭の信託に該当すると考えられる⁵。また、第3号電子決済手段は、通常、金銭の信託における委託者兼受益者が複数であることが想定されると考えられる。

信託財産の分別管理義務

- また、受託者は、信託財産に属する財産につき、固有財産に属する財産や他の信託の信託財産に属する財産と、分別して管理しなければならない（信託法第34条）。そのため、第3号電子決済手段の発行者である信託会社の破綻時には、信託により利用者資産は倒産隔離されている。

(財産的価値に表示される金銭信託の受益権)

- 第3号電子決済手段が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される金銭信託の受益権⁶であるとは、金銭信託の受益権がいわゆるデジタルトークンの形をとったものであることを意味する。したがって、第3号電子決済手段は、金銭信託の受益権と権利内容が同一であるため、次の2つの特徴を有する。

金銭で償還される

- 第3号電子決済手段は金銭信託の受益権であるため、受益者である第3号電子決済手段の保有者に金銭で償還される。

譲渡可能である

- 受益権は、原則として譲渡可能であり（信託法第93条第1項本文）⁷、財産的価値に表示される金銭信託の受益権の形をとる第3号電子決済手段も、譲渡可能である。
- また、受益権譲渡の対抗要件が定められている。対抗要件は、譲渡人から受託者に対する通知又は受託者の承諾であり、当該通知及び承諾は確定日付のある証書によってなされなければ、受託者以外の第三者に対抗できない（信託法第94条）⁸。ただし、第3号電子

⁵ 設定時の信託財産が金銭又はそれと同視しうる小切手等であるときを、「金銭の信託」とよび、その他の財産を信託財産として引き受けたときを「物の信託」という。（道垣内弘人「信託法 第2版」有斐閣、2022年）。

⁶ 「金銭の信託」は、信託終了時に信託財産を金銭に換価し、受益者に交付するものと、信託財産を信託終了時の状態のまま交付するものとに分けられ、前者を「金銭信託」、後者を「金銭信託以外の金銭の信託」（金外信託）という（道垣内 2022年）。

⁷ 信託行為に譲渡制限を定めることはできる（信託法第93条第2項）。

⁸ 産業競争力強化法第11条の2第1項及び第4項では、受益権譲渡の通知又は承諾が、同法の認定新

決済手段の発行で主に想定される受益証券発行信託において受益証券を発行しない場合には、受託者は受益者の名称や権利内容等を記載、記録した受益権原簿を作成する必要がある（信託法第 195 条第 2 項）。

第 5 項(2)の特徴

12. 信託財産の全額が預貯金（円貨建が想定されている）により分別管理されることにより、第 3 号電子決済手段の利用者の保護措置がとられており、また、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、為替リスクといったリスクが最小化・明確化されている。

第 5 項(3)の特徴

13. 改正後の金融商品取引法においては、従来の金銭信託の受益権（第 3 号電子決済手段に該当しない金銭信託の受益権を指す。以下同じ。）がみなし有価証券に分類されている一方で、第 3 号電子決済手段は、前項で記載しているように信託財産の全額が預貯金により分別管理がなされる。このため、第 3 号電子決済手段は、有価証券とみなさなくても公益又は投資者保護のため支障が生ずることがないと認められるため、政令においてみなし有価証券として取り扱われないことが予定されている（金融商品取引法第 2 条第 2 項柱書及び第 1 号）⁹。本資料では、今後、政令により第 3 号電子決済手段がみなし有価証券として取り扱われないことを前提に検討を進めることとする。
14. なお、改正後の金融商品取引法においては、金銭信託の受益権でいわゆるデジタルトークンの形をとるもののうち、電子決済手段にあたらぬものが電子記録移転有価証券表示権利等になる。当該電子記録移転有価証券表示権利等は、実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の範囲に含まれる。

これに対して、金銭信託の受益権でいわゆるデジタルトークンの形をとるもののうち、

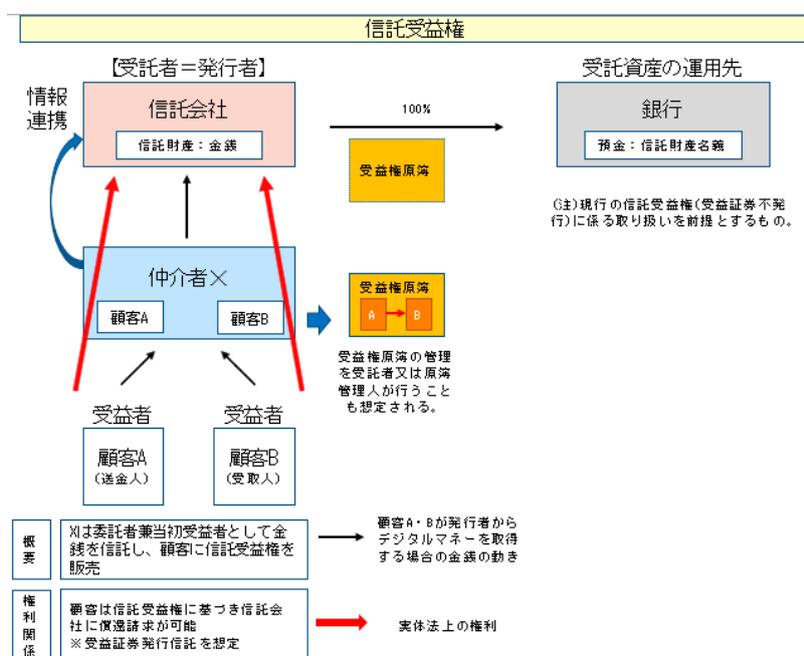
事業活動実施者が提供する情報システムを利用しているときは、確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすとしている。なお、受益権は金銭債権ではないので、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律は適用されない（道垣内 2022 年）。

⁹金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」では、「信託受益権に関しては、金融商品取引法上の開示規制等の適用が論点となり得る。資金決済法において信託財産の全額を円建ての要求払預金で管理することを前提とする等の必要な利用者保護措置がとられること、また、こうした措置により、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、為替リスクといったリスクも最小化・明確化され、そうした仕組みも明らかにされること等を前提とすると、投資判断に有益な情報を提供するという金融商品取引法上の開示規制や、投資者保護・資本市場の健全性確保のための諸規制を適用しないこととする制度改正を行うことが考えられる。」とされている。

送金・決済手段として利用される第3号電子決済手段については、政令において電子記録移転有価証券表示権利等(みなし有価証券)から除外されることが予定されている。このため、実務対応報告第43号の範囲に含まれないことを前提に検討を進める。

想定されるスキーム例

15. 第3回金融審議会 資金決済ワーキング・グループ(2021年11月26日)の資料2-1「事務局説明資料(金融サービスのデジタル化への対応)」(以下「金融審議会WG事務局説明資料」という。)では、第3号電子決済手段について、次のようなスキームが説明されている。



(注) 図における当事者の役割、権利関係等は想定される一例を記載したものであり、個別事案によって異なり得る。

(出典) 第3回金融審議会WG事務局説明資料の「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性確保(2): 権利関係が明確になると考えられるスキーム例」及び「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性の確保(3): 破綻時の権利関係」の図を参考に ASBJ 事務局で作成

電子決済手段の残高管理

16. 前項で記載したスキームは、仲介者(電子決済手段等取引業者(資金決済法第2条第12項))が存在する場合の図となっている。本資料の第11項に記載しているとおおり、第3号電子決済手段においては、信託法により受益権原簿を作成することが求められており、電子決済手段の利用者ごとの残高管理が行われる。

ブロックチェーン上の記録

17. 売手と買手との間で送金取引や売買取引が行われた際に、仲介者（又は発行者）は、同時に行われる第 1 号電子決済手段の受渡しに関して受益権原簿により残高管理を行うが、仲介者等がその受渡情報を必ずブロックチェーン上で記録するかどうかは、暗号資産同様、明らかではなく、その取引情報がブロックチェーン上で記録される場合であっても、その更新頻度が、取引の都度で行われるものであるか、一定期間毎（例えば、日次毎）に行われるものであるかは、仲介者等により異なる可能性があり得る。

IV. 第 3 号電子決済手段の性質

18. 第 5 項から第 13 項に記載している第 3 号電子決済手段の特徴を踏まえると、第 1 号電子決済手段と同様、次の 3 つの性質を有すると考えられる。

(1) 送金・決済手段

改正資金決済法第 2 条では、第 3 号電子決済手段について、不特定の者に対して送金・決済手段として利用されるものである点について直接明記されていないが、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」（以下「WG 報告書」という。）では、送金・決済手段の一つとして位置づけられているものと考えられるため、第 3 号電子決済手段は、第 1 号電子決済手段と同様、送金・決済手段として利用されることが想定されている。また、本資料の第 13 項に記載しているとおおり、第 3 号電子決済手段は、みなし有価証券に該当しないものとして取り扱われることが予定されているため、制度的には投資対象性があるようなものとして捉えられていないように思われる。

これらの点を踏まえると、第 3 号電子決済手段も第 1 号電子決済手段と同様に、現金と同様の性質を有するものと考えられる。

(2) 発行者に対する償還権（償還時（一部償還時）における受託者からの金銭の交付）

第 3 号電子決済手段は、次の点から、受益権の発行価格と同額で現金による償還を受けることが可能であると考えられる。

- ① 金銭信託であるため、償還時（一部償還時）には、預貯金により分別管理されていた信託財産が金銭で償還される（本資料第 9 項参照）。
- ② 信託財産の全額が預貯金により分別管理されているため、第 3 号電子決済手段の発行価額と同額の現金が確保されている（本資料第 12 項参照）。

③ 分別管理により信託財産の倒産隔離が図られている（本資料第7項参照）。

これらは、本項(1)に記載した送金・決済手段の価値の安定を図るために設けられているものと考えられる。

(3) 譲渡可能性

本資料の第10項に記載しているとおおり、第3号電子決済手段は、信託受益権であり第三者に譲渡又は売却が可能である。

19. 前項で記載しているとおおり、第3号電子決済手段は第1号電子決済手段と同様の3つの性質がある。この点、第1号電子決済手段では、送金・決済手段としての性格に着目して第1号電子決済手段を通貨的なものとして会計処理を定めることがその経済的な実態を最も反映するとしており、第3号電子決済手段も第1号電子決済手段と同様、当該性質に着目して会計処理を定めることが考えられる。
20. なお、第1号電子決済手段においては2022年11月7日に開催した第490回企業会計基準委員会（以下「第490回企業会計基準委員会」という。）において、会計処理を検討するに当たり、以下の記載を行っていた。この点については、第3号電子決済手段に関する会計処理の検討においても同様とすることが考えられる。

流通市場での売却可能性に関しては、海外の事例を参考にすると、第1号電子決済手段の市場価格があるとしても、当該市場価格が第1号電子決済手段の券面額とほとんど乖離しないことが想定される。我が国においては、改正資金決済法の施行前であり具体的な取引事例がない中で、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いに関して一定の時間軸の中で基準開発を行う必要があるため、今回の基準開発においては、第1号電子決済手段を金融投資として保有するケースまで想定せず、今後の取引の進展に応じて対応が必要な場合に検討することが考えられる。

V. 会計処理に関する検討

保有者における会計処理

(第3号電子決済手段の認識)

21. 我が国における会計基準では、送金・決済手段として利用される通貨等に関して具体的に定めたものはないが、第490回企業会計基準委員会では、第1号電子決済手段の認識及び認識の中止について、電子決済手段を相手方から受け取った時点で当該電子決済手段を利用することができ、その利用により生じる便益を享受できること、また、当該電子

決済手段を相手方に引き渡した時点で当該電子決済手段が利用できなくなるため、第 1 号電子決済手段の受渡日に認識又は認識の中止を行うことを提案した。

22. この点、受益証券が発行されていない場合、信託受益権の譲渡の効力の発生は、譲渡人と譲受人の合意により生じるが、資産の利用による便益を享受できる時点は、第 3 号電子決済手段も前項で記載している第 1 号電子決済手段と同様であると考えられるため、第 3 号電子決済手段の認識及び認識の中止の時点は、受渡日として定めることが考えられるかどうか。

(第 3 号電子決済手段の測定)

23. 第 490 回企業会計基準委員会では、第 1 号電子決済手段の測定については、発行者に対して償還を求めればいつでも法定通貨と連動した発行価額と同額で現金と交換できることが担保されており券面額の価値が維持されることを踏まえ、価値の尺度を表す券面額で測定することを提案した。

- (1) 第 1 号電子決済手段を券面額で測定する方が、財又はサービスの測定額となる点で、第 1 号電子決済手段の送金・決済手段が利用される実態をより忠実に表現していると考えられる。
- (2) 第 1 号電子決済手段を券面額で評価する方が、払出原価の管理が不要となり、会計処理の適用が容易である。
- (3) 第 1 号電子決済手段は、法定通貨との連動性が極めて高いため、券面額と取得原価の差額がほぼ生じないと考えられる。

24. この点、委託者兼当初受益者が複数である場合の金銭の信託の会計処理については、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 23 号という。」）Q2 A では、信託設定時には、信託財産となる信託を金銭の信託であることを示す適切な科目に振り替え、期末時には、合同運用の金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価をもって貸借対照表価額とするという定め¹⁰がある。

また、仮に委託者兼当初受益者が単数である場合には、金銭の信託における委託者及び受益者の会計処理については、実務対応報告第 23 号 Q1 A では、信託設定時には、信託財産となる信託を金銭の信託であることを示す適切な科目に振り替え、期末時には、有価証券と同様その保有目的に区分するとされている。

25. しかしながら、本資料の第 18 項(1)に記載しているとおり、第 3 号電子決済手段も送金・

¹⁰ 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 64 項にも同様の定めがある。

決済手段に用いられることが想定されており、また、本資料の第 18 項(2)に記載しているとおり、法定通貨との価値の連動性が確保され送金・決済手段の価値の安定を図る仕組みとなっていることを踏まえると、第 3 号電子決済手段においても第 1 号電子決済手段と同様に、券面額で評価することが考えられる。

26. また、第 1 号電子決済手段における発行者の信用リスクに関する取扱いについて、資金移動業者が第 1 号電子決済手段を発行する場合、履行保証金の供託により第 1 号電子決済手段の発行総額が保護されている。また、銀行等が第 1 号電子決済手段を発行する場合、預金の仕組みを用いる場合には預金と同様の保護されることが想定されているため、第 1 号電子決済手段における信用リスクに関する取扱いは特段定めないことを提案した。
27. この点、本資料の第 18 項(2)②及び③に記載しているとおり、第 3 号電子決済手段においても、信託財産の全額が預貯金により分別管理され第 3 号電子決済手段の発行価額と同額の現金が確保されており、分別管理により信託財産の倒産隔離が図られていることを踏まえると、第 3 号電子決済手段における信用リスクに関する取扱いについても第 1 号電子決済手段と同様に、特段定めないことが考えられる。
28. 本資料の第 23 項から第 27 項までにより、第 3 号電子決済手段の測定は、第 1 号電子決済手段と同様、次のとおり行うこととしてはどうか。

第 3 号電子決済手段は、原則として、券面額に基づく価額を貸借対照表価額とする。また、取得価額と券面額が異なる場合には、差額は当期の損益として計上する。

ディスカッション・ポイント 1

本資料の第 21 項から第 28 項における第 3 号電子決済手段の認識及び測定に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

発行者における会計処理

(株式会社以外の信託の受託者における発行の会計処理を取り扱うか)

29. 本資料第 6 項に記載のとおり、第 3 号電子決済手段は金銭の信託であり、その発行者は、受託者である信託となる。このため、第 3 号電子決済手段の発行者の会計処理を取り扱うこととする場合、株式会社以外の信託の受託者における会計上の取扱いを定めることとなる。

30. この点、信託における受託者の会計処理に関しては、実務対応報告第 23 号の Q8 A¹¹で受託者の会計処理に関する取扱いが定められている。
31. 当該取扱いでは、信託は財産の管理又は処分のための法制度であり、これを適切に反映するために、その会計は、主に信託契約など信託行為の定め等に基づいて行われてきたと考えられるため、信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされている。

なお、一般に公正妥当と認められる会計の慣行には、信託行為の定めにはないものの、これまで定着している信託会計の慣行も含まれるとされており、その理由として、このような取扱いは、信託は財産の管理又は処分のための法制度であるため、その会計は分配可能な財産を明らかにする必要があるという考え方を踏まえていることが記載されている。

32. これまで企業会計基準委員会が公表してきた会計基準等では、信託における受託者の具体的な会計処理について明らかにしておらず、また、前項のなお書きで記載しているように信託会計の慣行も含まれるとされる中で、第 3 号電子決済手段のみ具体的な会計処理について特段定めないことが考えられるがどうか。

また、結論の背景において上記の内容を記載するにとどめてはどうか。

ディスカッション・ポイント 2

本資料の第 29 項から第 32 項における事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

¹¹ 別紙参照

(別紙) 実務対応報告第 23 号 Q8 A の抜粋

受託者の会計処理

Q8 受託者は、どのように会計処理するか。

A 新信託法において、信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする(第 13 条)とされている。これまで、信託は財産の管理又は処分のための法制度であり、これを適切に反映するために、その会計は、主に信託契約など信託行為の定め等¹²に基づいて行われてきたと考えられる。むしろ、信託の会計を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うことも妨げられないものの、新信託法においても、信託は財産の管理又は処分の制度であるというこれまでの特徴を有しているため、今後も、これまでと同様に明らかに不合理であると認められる場合を除き、信託の会計は信託行為の定め等に基づいて行うことが考えられる¹³。

ただし、次のような信託については、債権者が存在したり現在の受益者以外の者が受益者になることが想定されたりするなど、多様に利用される信託の中で利害関係者に対する財務報告をより重視する必要があると考えられるため、当該信託の会計については、株式会社の会計(会社法第 431 条)や持分会社の会計(会社法第 614 条)に準じて行うことが考えられる。この場合には、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準¹⁴に準じて行うこととなる。

(1) 新信託法第 216 条に基づく限定責任信託

(2) 受益者が多数となる信託(この点については、Q3 の A3(2)②を参照のこと。)¹⁵

¹² これには、信託行為の定めにはないものの、これまで定着している信託会計の慣行も含まれる。このような取扱いは、信託は財産の管理又は処分のための法制度であるため、その会計は分配可能な財産を明らかにする必要があるという考え方を踏まえたものと考えられる。

¹³ なお、信託の会計は、信託財産に係る帳簿等の作成義務を負う受託者によって行われるが、信託財産は受託者の分別管理義務などにより法的に独立性が認められるため、受託者の固有財産に係る会計とは区別されている。

¹⁴ ただし、特定信託財産について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、「特定目的信託財産の計算に関する規則」又は「投資信託財産の計算に関する規則」によることとなる(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 2 条の 2)。同様に、ある信託に関して法令等により、作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法についての定めが設けられる場合には、当該法令等の定めによることとなると考えられる。

¹⁵ この信託には、受益権の分割や譲渡が有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項)又は売出し(金融商品取引法第 2 条第 4 項)にあたる場合の信託や受益証券発行信託(新信託法第 185 条)が該当する(ただし、当初から譲渡の制限がある場合には、現在の受益者以外の者が受益者になることは想定され難いため、受益者が多数となる信託には含まれないものと考えられる。)。なお、会計監査人

なお、受託者が信託行為の定めに基づくなど財産管理のための信託の会計を行っていても、受益者の会計処理は、原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うことに留意する必要がある¹⁶。

以 上

設置信託（新信託法第248条）の会計については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準じて行うこととなる。

¹⁶ 自己信託においても、基本的には他者に信託した通常の信託と相違はなく、したがって、受託者が信託行為の定めに基づくなど財産管理のための信託の会計を行っていても、受益者の会計処理は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うこととなる。

なお、委託者兼当初受益者が受託者になる自己信託においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行った当該信託の会計を当初受益者の会計処理として取り込む場合、実務上、自己信託の受託者として行う信託の会計についても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うことが考えられる。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行った当該信託の会計を当初受益者の会計処理として取り込む場合としては、自己信託の当初受益者が、①信託財産を直接保有するのと同様の評価を行うときや、②信託を連結財務諸表上、子会社又は関連会社として取り扱うときが該当する。